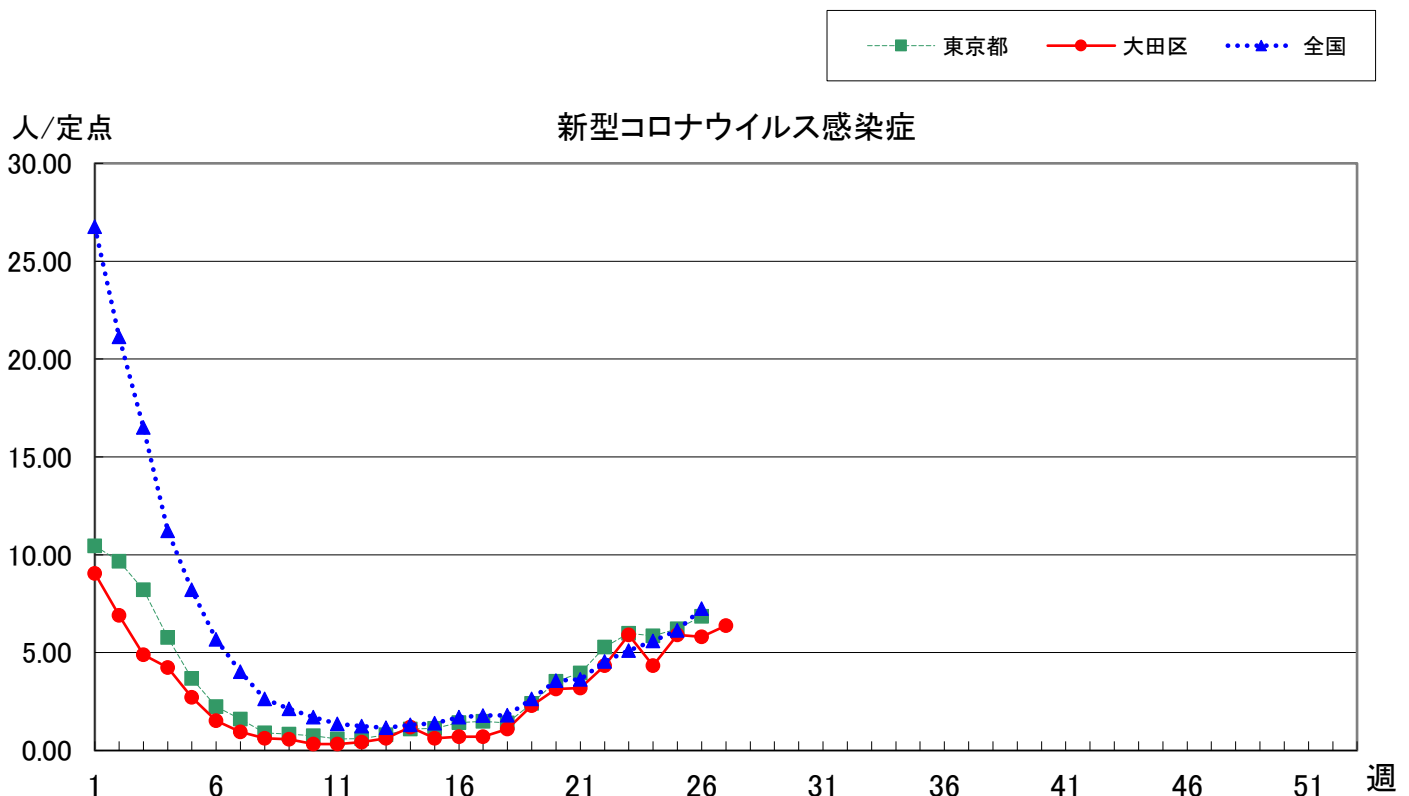


新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけ変更後の  
感染状況等について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の2類相当から5類へ位置づけが変更された。位置づけ変更後の感染状況は以下1の通り。位置づけ変更の具体的な内容は以下2、及び別紙のとおり。

1 位置づけ変更後の感染状況



※令和5年第1週から第18週(5類移行前)は、新型コロナウイルス感染者全数を定点報告数に換算した値。

2 位置づけ変更(5類移行)の具体的な内容

(1) 患者等への対応 ※詳細は別紙参照

ア 公費支援

外来・入院共に、保険診療による自己負担が発生する。新型コロナ治療薬の公費負担は継続する。

イ 宿泊療養施設・高齢者等医療支援型施設等

隔離目的の宿泊療養施設は廃止し、対象を限定して一部施設は継続する。なお、原

則自己負担あり。

ウ 相談体制

複数の相談窓口を統合し「東京都新型コロナ相談センター」が開設された。

(2) 医療提供体制 ※詳細は別紙参照

幅広い医療機関での新型コロナ患者受け入れ対応に移行。

(3) サーベイランス

感染者の全数把握から定点サーベイランスに移行し、インフルエンザ定点医療機関が、週次の外来患者数を保健所に報告する。

(4) 基本的な感染防止対策

引き続き効果的な換気や手洗いなどの手指衛生を推奨し、マスク着用は個人の判断に委ねる。